

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 （06-6469-7970） 東部市場 （06-6756-3981） 南港市場 （06-6675-2020）																														
処分課（担当）名	同上																														
処分の名称	取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）に対する処分																														
概要	取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）が、大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則若しくは同南港市場施行規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、行為の中止命令等の措置を講じることがあります。																														
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第69条第4項（昭和46年条例第40号） （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱 （中央卸売市場 本場・東部市場・南港市場各場担当窓口）																														
処分基準	◎違反した取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）に対し、次に掲げる処分をすることがあります。 (1) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (2) 50,000円以下の過料納付命令 (3) 6月以内の期間を定めた市場施設の入場停止命令 ◎入場の停止を命令する場合は、次の表によります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th><th>処分事由（抵触規定）</th><th>基準期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）</td><td>2日</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>その他売買取引に関する条例等違反</td><td>2日、7日又は20日</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>施設の無許可使用（条例第54条第1項、第56条第1項又は第58条第1項）</td><td>2日又は7日</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）</td><td>2日</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>監督処分違反（条例第69条各項）</td><td>7日又は20日</td></tr> <tr> <td>カ</td><td>市場内における無許可営業（条例第73条第1項）</td><td>2日又は7日</td></tr> <tr> <td>キ</td><td>駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）</td><td>2日</td></tr> <tr> <td>ク</td><td>上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）</td><td>2日、7日又は20日</td></tr> <tr> <td>ケ</td><td>条例及び条例に基づく規則に定める各種届出、報告、提出、公表等義務違反</td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> ◎基準期間は加算される場合があります。 ◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、行為者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して決定します。	項番	処分事由（抵触規定）	基準期間	ア	衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）	2日	イ	その他売買取引に関する条例等違反	2日、7日又は20日	ウ	施設の無許可使用（条例第54条第1項、第56条第1項又は第58条第1項）	2日又は7日	エ	必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）	2日	オ	監督処分違反（条例第69条各項）	7日又は20日	カ	市場内における無許可営業（条例第73条第1項）	2日又は7日	キ	駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）	2日	ク	上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	ケ	条例及び条例に基づく規則に定める各種届出、報告、提出、公表等義務違反	2日
項番	処分事由（抵触規定）	基準期間																													
ア	衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）	2日																													
イ	その他売買取引に関する条例等違反	2日、7日又は20日																													
ウ	施設の無許可使用（条例第54条第1項、第56条第1項又は第58条第1項）	2日又は7日																													
エ	必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）	2日																													
オ	監督処分違反（条例第69条各項）	7日又は20日																													
カ	市場内における無許可営業（条例第73条第1項）	2日又は7日																													
キ	駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）	2日																													
ク	上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日																													
ケ	条例及び条例に基づく規則に定める各種届出、報告、提出、公表等義務違反	2日																													
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html																														
備考	—																														